

砥部町広報とべ広告事業取扱要領

令和3年3月30日
砥部町告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、砥部町が発行する広報とべ（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）及び掲載できる広告の内容等については、要綱第3条及び砥部町広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、1月あたりの掲載料及び広告の箇所は、次の表のとおりとする。枠の統合は認めるが、枠の分割は認めない。

広報とべ

規 格	掲 載 料	広 告 の 箇 所	枠 数
縦60mm×横85mm	12,000円 (消費税等を含む)	裏表紙の下段	2 枠
縦45mm×横85mm	7,000円 (消費税等を含む)	表・裏表紙以外の下段	2 枠

くらしのカレンダー

規 格	掲 載 料	広 告 の 箇 所	枠 数
縦60mm×横85mm	10,000円 (消費税等を含む)	左最下段	2 枠

2 広告枠の位置は、町長が決定するとともに、掲載月ごとに変更することができるものとする。

3 掲載料は、町長が別に指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、掲載月数は1回の申請につき月を単位として、最長3月まで継続できるものとする。

(掲載料の減額)

第5条 1回の申請につき3月継続で掲載を申し込む場合は、掲載料を10%減額するものとする。

(広告主の募集方法)

第6条 広告主の募集は、町ホームページ及び広報紙等で公募するものとする。

(広告掲載申込及び決定)

第7条 広報紙へ広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広報とべ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

2 申込みの締切りは、広告の掲載を希望する月の2月前とする。

3 町長は第1項の規定による申し込みがあったときは、要綱第8条に規定する審査会（以下「審査会」という。）において内容を審査し、その結果を広報とべ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載の決定方法)

第8条 審査会は、応募のあった広告の数が第3条に規定する枠数を超えた場合は、次の

各号の順位により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 町内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (3) 前各号に掲げる以外のもの

2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。

3 前2項の規定によっても、第3条に規定する枠数を超える場合は、くじにより決定する。

(広告の作成)

第9条 掲載する広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容の修正指示)

第10条 町長は、広告の内容及びデザイン等が要綱及び基準の規定によるほか、この告示に違反しているか、あるいはおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審査会が適切でないと認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主の自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げる場合は、指定期日までに書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行った場合は、納付済みの掲載料は還付しないものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、第7条第3項の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(掲載料の還付)

第14条 町長は、町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの掲載料を広告主に還付するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めがあるものを除くほか、財務に関しては、砥部町会計規則の手続きの例による。

(疑義の決定)

第16条 この告示に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、町と広告主で協議するものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月20日告示第193号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

広報とべ広告掲載申込書

年 月 日

砥部町長 様

（申込者）

住 所（団体にあっては、主たる事業所の所在地）

氏 名（団体にあっては、名称及び代表者氏名）

（担当者）

氏 名

電話番号（ ） ー

FAX （ ） ー

E-mail

広報とべへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、砥部町広告事業実施要綱、砥部町広告事業掲載基準及び広報とべ広告事業取扱要領の規定を遵守いたします。

記

掲載希望規格・枠数	☐ 縦60mm×横85mm（裏表紙）	枠
	☐ 縦45mm×横85mm（表・裏表紙以外）	枠
	☐ 縦60mm×横85mm（くらしのカレンダー）	枠
掲 載 希 望 月 号	☐ 1回掲載	年 月 号
	☐ 複数回掲載	年 月 号 ～ 年 月 号
広 告 の 内 容	※希望広告内容を記入又は貼り付けてください。	
備 考		

広報とべ広告掲載・不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

年 月 日付けで申し込みのありました広報とべへの広告掲載について、次のとおり決定したので、通知します。

1 掲載する

掲 載 規 格 ・ 枠 数	☐ 縦 6 0 m m × 横 8 5 m m （裏表紙）	枠
	☐ 縦 4 5 m m × 横 8 5 m m （表・裏表紙以外）	枠
	☐ 縦 6 0 m m × 横 8 5 m m （くらしのカレンダー）	枠
掲 載 月 号	☐ 1 回掲載	年 月号
	☐ 複数回掲載	年 月号 ～ 年 月号
掲 載 料	円	
掲 載 料 の 納 入 方 法	年 月 日までに同封の納入通知書兼領収書により納入してください。	
原 稿 の 提 出 期 限	年 月 日まで	
原 稿 の 提 出 方 法		
担 当	(電話番号 内線)	

2 掲載しない

理 由	
-----	--